

## 第 2 期千葉市女性職員活躍推進プランを策定しました！ ～すべての職員の更なる活躍を目指して、取組みを進めます～

千葉市では、女性活躍推進法に基づき、すべての職員が、個性と能力を存分に発揮し、イキイキと輝ける組織を目指して、平成 28 年 3 月に第 1 期の千葉市女性職員活躍推進プランを策定し、女性職員の登用や男性職員の子育て支援に取り組んできました。

この度、新たに第 2 期の千葉市女性職員活躍推進プランを策定しましたので、お知らせします。

### 1 第 2 期千葉市女性職員活躍推進プランの概要

#### (1) 名称

～すべての職員の更なる活躍を目指して～ 第 2 期千葉市女性職員活躍推進プラン

#### (2) 計画期間

令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月

#### (3) 数値目標

- ・管理職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の比率を、令和 7 年度までに 30%にする
- ・男性職員の育児休業取得率を、令和 6 年度までに、100%にする 等

#### (4) 主な取組み

- ・女性職員のキャリア形成支援のため、「女性管理監督職による相談役の設置」や「女性職員向けの研修の充実」等
- ・働き方改革に向け、「勤務環境の整備（テレワーク）」や「勤務形態の多様化の推進（勤務パターンの多様化）」等
- ・女性職員の活躍の場の創出・拡充のため、「部分休等取得者の登用」や「柔軟な昇任制度の更なる周知と運用」等
- ・家庭と仕事の両立支援（男性職員の育児等家庭生活への関与を高めるために）に向け、「男性職員対象の女性活躍推進研修」等

### 2 添付資料

- (1) 第 2 期千葉市女性職員活躍推進プラン 概要版
- (2) 第 2 期千葉市女性職員活躍推進プラン 本編

#### 女性活躍推進法について

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成 27 年 8 月に成立。この法律により、国や地方公共団体等（特定事業主）は、行動計画の策定が義務付けられた。